

日本においては、平成26年3月より、テロ対策等国際的な物流セキュリティ強化の観点から出港前報告制度を導入しています。本制度は、船舶の運航者等に対し、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報を、原則としてコンテナ貨物の船積港を船舶が出港する24時間前までに電子的に税関へ報告することを義務づけるものです。

出港前報告制度における積荷情報の報告について、未報告や報告内容の不備等の不適切な報告事例が一部見受けられます。

適正な出港前報告に向けて、引き続き報告義務者・関係各位のご協力をお願いします。

○ 出港前報告制度の概要

報告対象	日本の港に入港する外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物	
報告義務者・報告内容	船会社	船会社が把握している積荷情報（オーシャン（マスター）B/Lを基にした積荷情報）
	利用運送事業者	利用運送事業者が把握している積荷情報（ハウスB/Lを基にした積荷情報）
報告方法	NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を使用した電子的報告	
報告期限	原則、外国の船積港を出港する24時間前までに報告	
罰則	報告期限までに報告がなされない場合及び偽った報告がされた場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	

○ 税関からの事前通知

税関では、積荷情報のリスク分析を行い、外国での船積取り止めや、日本での船卸一時停止等の措置が必要と判断した場合には、原則として報告から24時間以内に、①～③の事前通知を行います。また、報告期限までに積荷情報の報告がなされなかった場合には、④のSPD通知を行います。SPD通知を受けた積荷は、船卸港を管轄する税関から船卸しの許可を受けなければ、船積しをすることはできません。

①	D N L	税関のリスク分析の結果、ハイリスク貨物であると判断した場合、外国において当該積荷の船積みの取り止めを求める事前通知
②	H L D	報告された積荷のリスク分析を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を求める事前通知
③	D N U	税関のリスク分析の結果、ハイリスク貨物であると判断した積荷について、日本での入港時に当該積荷の船卸一時停止を求める事前通知
④	S P D	積荷情報の報告が行われなかった場合、又は、積荷情報の報告が報告期限に遅れた場合の事前通知

○ 適正な出港前報告に向けて

積荷情報（ハウスB/L情報など）の報告について、内容が不正確である報告や報告期限に間に合わない報告などの不適切な報告事例が一部見受けられます。不適切な報告は、税関によるリスク分析の妨げとなるだけでなく、外国での船積み、日本での船卸しや引取りの遅れなどにつながり、報告義務者や荷受人などの関係者にも不利益を与えるおそれがあります。

適正な出港前報告に向けて、報告義務者・関係各位におかれましては以下にご協力願います。

- 報告義務者（船会社及び利用運送事業者）は、税関が積荷情報のリスク分析を確実に行えるよう、報告期限までに、適切な内容の報告をしてください。
- 報告義務者（船会社及び利用運送事業者）は、それぞれの報告に必要な情報（船舶情報（船舶コード、航海番号など）、マスターB/L番号及びハウスB/L情報の有無など）を確実に共有して、適切な内容の報告をしてください。

問合せ先（出港前報告制度（事前通知など））

✉ tyo-chosa-jizen24@customs.go.jp

☎ 050-5865-2376

制度の詳細については税関HPをご覧ください。

http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/index.htm

出港前報告

